

事務連絡
令和7年2月21日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その5）について （令和7年2月13日福岡県太宰府市発注の工事に伴う死亡事故）

本年2月13日、福岡県太宰府市発注の下水道本管から宅内に引き込む取付管設置工事において、深さ約2.6mの掘削穴の中で作業員が一部土留め矢板を外した状態で作業をしていたところ、土留め矢板を外した箇所から土砂が崩落し、作業員が崩落した土砂に埋まり緊急搬送されましたが、死亡するという事故が発生しました。

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を発出します。

発注者におかれましては、下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくようお願いいたします。

- 発生日時： 令和7年2月13日(木) 午後1時頃
- 発生場所： 福岡県太宰府市梅ヶ丘1丁目1付近
- 報道： あり
- 工事概要： 下水道取付管設置工事 開削工 L=2.3m 他
- 事故内容： 下水道本管から宅内に引き込む取付管設置工事において、土留め矢板を一部外して掘削穴の中で作業をしていたところ、土留め矢板を外した箇所から土が崩落し、作業員1名が肩辺りまで生き埋めとなった。
その後、救急搬送されたが、死亡が確認された。
※詳細については調査中

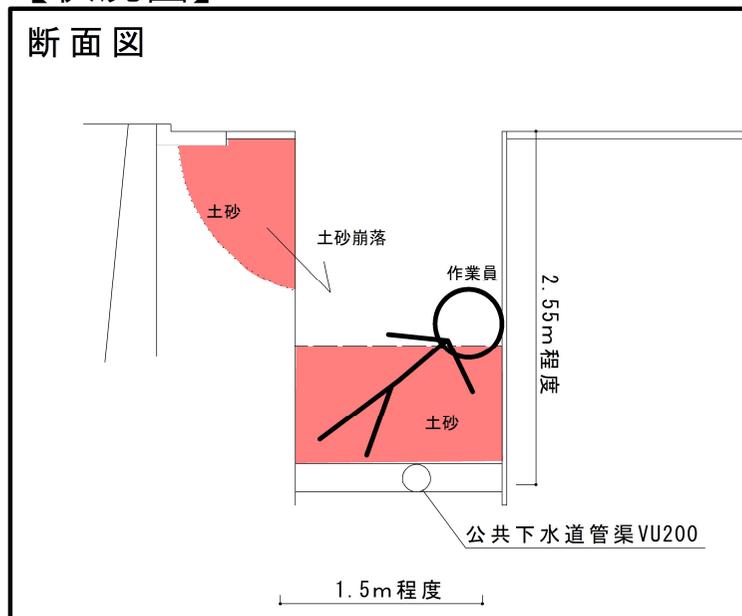
【位置図】



【事故発生箇所】



【状況図】



【状況写真】



都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 279 について
（令和7年1月分）

1. 維持管理作業事故

令和7年1月は5件（死亡：0件、負傷：5件）の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は3件減少しました。

負傷事故の事例として、メンテナンス用工具の研磨作業中、飛散したグラインダーのワイヤーが顔面に接触し、右目眼球を損傷する事故が発生しました。

2. 工事事故

令和7年1月は9件（死亡：0件、負傷：8件、物損：1件）の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は1件減少しました。

負傷事故の事例として、掘削箇所付近で一般車両の交通誘導作業を行っている際に現場内に敷いてある鉄板で足を滑らせ、開削底部（深さ約2.7m）に背中から墜落する事故が発生しました。

3. 水質事故等

令和7年1月は3件（水質事故：1件、その他案件：2件）の事故報告があり、昨年と同期間と比べ事故総件数は同数でした。

水質事故の事例として、長寿命化工事に伴い最終沈澱池の使用池数を制限したところ、活性汚泥機能の低下により汚泥が流出し、BODが基準値を超過する事故が発生しました。

4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保安全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いします。

HP：https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いします。

HP：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局

上下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）

周藤：sutou-h8310@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX: 03-5253-1596

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事故担当）

林：hayashi-h258@mlit.go.jp

吉武：yoshitake-r2ht@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX: 03-5253-1597

令和 6 年度
下水道に関する事故発生状況について
(令和 7 年 1 月末時点)

1. 人身事故（総括）
2. 維持管理作業事故
3. 工事事務
4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局
上下水道企画課
下水道事業課

1.人身事故(総括)

(令和7年1月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月までの集計	年度合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)	0 (0)
	2. 負傷事故	5 (2)	2 (4)	4 (3)	8 (0)	1 (5)	1 (0)	3 (4)	3 (2)	1 (2)	5 (8)			33 (30)	33 (30)
	合計	5 (2)	2 (4)	4 (3)	8 (0)	1 (5)	1 (0)	3 (4)	3 (2)	1 (2)	5 (8)			33 (30)	33 (30)
	累計	5 (2)	7 (6)	11 (9)	19 (9)	20 (14)	21 (14)	24 (18)	27 (20)	28 (22)	33 (30)			-	-
工事	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (1)			5 (1)	5 (1)
	2. 負傷事故	5 (6)	4 (0)	6 (7)	5 (2)	3 (4)	6 (6)	6 (8)	4 (8)	4 (9)	8 (8)			51 (58)	51 (58)
	合計	5 (6)	4 (0)	6 (7)	5 (2)	3 (4)	9 (6)	6 (8)	5 (8)	5 (9)	8 (9)			56 (59)	56 (59)
	累計	5 (6)	9 (6)	15 (13)	20 (15)	23 (19)	32 (25)	38 (33)	43 (41)	48 (50)	56 (59)			-	-
合計	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (1)			5 (1)	5 (1)
	2. 負傷事故	10 (8)	6 (4)	10 (10)	13 (2)	4 (9)	7 (6)	9 (12)	7 (10)	5 (11)	13 (16)			84 (88)	84 (88)
	合計	10 (8)	6 (4)	10 (10)	13 (2)	4 (9)	10 (6)	9 (12)	8 (10)	6 (11)	13 (17)			89 (89)	89 (89)
	累計	10 (8)	16 (12)	26 (22)	39 (24)	43 (33)	53 (39)	62 (51)	70 (61)	76 (72)	89 (89)			-	-

※下段()書きは前年度(令和5年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.維持管理作業事故 (令和7年1月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	2 (0)	1 (0)	0 (2)	3 (0)	0 (3)	0 (0)	1 (2)	0 (1)	1 (0)	2 (2)			10 (10)
	2. 政令市	0 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (1)	0 (0)			7 (4)
	3. 一般市	3 (1)	0 (3)	2 (1)	3 (0)	0 (1)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	0 (1)	3 (5)			14 (13)
	4. 町村	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)			2 (3)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	合計	5 (2)	2 (4)	4 (3)	8 (0)	1 (5)	1 (0)	3 (4)	3 (2)	1 (2)	5 (8)			33 (30)
発生施設	1. 管渠	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)			1 (1)
	2. マンホール	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (3)			1 (8)
	3. 処理場	4 (1)	2 (2)	4 (2)	6 (0)	1 (4)	0 (0)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	3 (4)			24 (15)
	4. ポンプ場	1 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)			3 (3)
	5. その他	0 (0)	0 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)			4 (3)
	合計	5 (2)	2 (4)	4 (3)	8 (0)	1 (5)	1 (0)	3 (4)	3 (2)	1 (2)	5 (8)			33 (30)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	12. 公衆災害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	負傷事故	5 (2)	2 (4)	4 (3)	8 (0)	1 (5)	1 (0)	3 (4)	3 (2)	1 (2)	5 (8)			33 (30)
	1. 墜落・転落	2 (1)	2 (1)	1 (2)	2 (0)	0 (4)	0 (0)	1 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (3)			10 (14)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (1)			6 (3)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)			1 (2)
	4. 切れ・こすれ	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)			3 (1)
5. 転倒	2 (0)	0 (2)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (2)			6 (6)	
6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)	
7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)	
8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)			1 (1)	
9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)			0 (2)	
10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)	
11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			1 (0)	
12. 公衆災害	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)			3 (1)	
13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)	
14. その他	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)			2 (0)	
合計	5 (2)	2 (4)	4 (3)	8 (0)	1 (5)	1 (0)	3 (4)	3 (2)	1 (2)	5 (8)			33 (30)	

(単位:人)

被災者数	1. 自治体職員	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)			1 (4)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	②負傷	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)			1 (4)
	2. 委託先業者	4 (1)	2 (3)	4 (3)	7 (0)	1 (4)	3 (0)	2 (4)	3 (2)	1 (2)	4 (6)			31 (25)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	②負傷	4 (1)	2 (3)	4 (3)	7 (0)	1 (4)	3 (0)	2 (4)	3 (2)	1 (2)	4 (6)			31 (25)
	3. 第三者	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)			6 (1)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	②負傷	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)			6 (1)
	合計	4 (2)	2 (4)	4 (3)	8 (0)	1 (5)	4 (0)	6 (4)	3 (2)	1 (2)	5 (8)			38 (30)
	累計	4 (2)	6 (6)	10 (9)	18 (9)	19 (14)	23 (14)	29 (18)	32 (20)	33 (22)	38 (30)			-

※()書きは、前年度(令和5年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

維持管理作業事故情報データベース

令和7年1月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
1月										
1	R7.1.17	一般市	処理場	⑤転倒	処理場の点検巡視中に照明が消された為、照明のスイッチをつけに行こうとしたところ側溝に足を踏み外し転倒。	・作業をするときは照明用具を携帯し、暗くなった場合は、その場を動かず照明用具をつけてから移動する	委託先業者	59	男	左手首骨折 2ヶ所・左膝の膝蓋骨骨折
2	R7.1.21	一般市	ポンプ場	①墜落・転落	定期巡回点検中に階段から転落。	・始業前の体調確認継続 ・非常時の連絡手順や対応を記載した巡回時作業手順書の作成 ・巡回者間の現場ミーティングの実施 ・現場作業時の連絡用トランシーバーの携帯 ・階段に滑り止め等の設置	委託先業者	40	男	両腕骨折（全治1ヶ月）
3	R7.1.27	一般市	その他	⑩公衆災害（人身）	脱水汚泥の運送中に一般車両との接触し第三者（民間人）が負傷。	・信号機のない交差点では一時停止し、安全確認をしてから交差点進入時にもう一度一時停止を行い、再度安全確認を行い交差点に進入する	委託先業者	22	男	右手切り傷
4	R7.1.28	都道府県	処理場	④切れ・こすれ	メンテナンス用工具の研磨作業中にグラインダーのワイヤーが飛散したため顔面に接触。	・包括的民間委託業者において、再発防止策をまとめた手順書の作成及び安全教育が完了するまで維持管理業務での電動工具の使用を停止 ・グラインダー作業中の保護具（ゴーグル）未着用が原因のため、今後のグラインダー作業時は保護具（ゴーグル）の着用を徹底 ・グラインダー作業中の保護具着用を記載した手順書が作成でき次第、安全教育を実施	委託先業者	46	男	右目眼球損傷（視力異常無し）
5	R7.1.30	都道府県	処理場	②はさまれ・巻き込まれ	ベルトプレス脱水機修繕中、脱落した部品に左手指先が挟まれる。	・緊急安全教育の実施 ・1系脱水機修繕作業手順書の周知・徹底 ・玉掛け時の荷の落下リスクの教育	委託先業者	58	男	左手親指・中指・薬指骨折

:死亡事故 :負傷事故

3.工事事故
(令和7年1月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	1 (0)	1 (2)	0 (3)	4 (0)	1 (3)	2 (3)	0 (3)	1 (0)	2 (0)	2 (1)			14 (15)
	2. 政令市	1 (6)	0 (4)	2 (2)	3 (1)	2 (3)	7 (1)	1 (3)	2 (2)	1 (6)	0 (4)			19 (32)
	3. 一般市	2 (5)	3 (0)	6 (5)	2 (3)	4 (3)	6 (5)	6 (5)	5 (10)	3 (7)	4 (5)			41 (48)
	4. 町村	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	2 (0)			4 (4)
	5. その他	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)			2 (0)
	合計	6 (11)	4 (6)	8 (10)	9 (5)	7 (9)	15 (10)	8 (11)	8 (13)	6 (14)	9 (10)			80 (99)
工事分類	1. 管きよ開削	3 (6)	2 (6)	2 (5)	5 (3)	4 (7)	9 (7)	5 (9)	6 (9)	3 (9)	7 (6)			46 (67)
	2. 管きよ推進	0 (1)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			4 (2)
	3. 管きよシールド	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)			2 (3)
	4. 管きよその他	1 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (2)	1 (1)	2 (2)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)			10 (7)
	5. 処ボ土木建築	1 (3)	1 (0)	0 (3)	2 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	2 (1)	2 (1)	1 (1)			10 (11)
	6. 処ボ機械電気	1 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (1)	0 (2)	0 (2)	0 (1)			6 (8)
	7. 処ボその他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)			2 (1)
	合計	6 (11)	4 (6)	8 (10)	9 (5)	7 (9)	15 (10)	8 (11)	8 (13)	6 (14)	9 (10)			80 (99)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (2)	1 (0)	0 (1)			5 (3)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			1 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)			1 (2)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)			2 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	12-1. 公衆災害(人身)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)			1 (1)
	負傷事故	5 (6)	4 (0)	6 (7)	5 (2)	3 (4)	6 (6)	6 (8)	4 (8)	4 (9)	8 (8)			51 (58)
	1. 墜落・転落	3 (1)	1 (0)	2 (2)	1 (0)	1 (1)	4 (1)	0 (2)	2 (2)	2 (2)	1 (2)			17 (13)
	2. はさまれ・巻き込まれ	2 (1)	2 (0)	3 (1)	0 (0)	2 (2)	1 (0)	2 (2)	0 (3)	0 (3)	3 (0)			15 (12)
	3. 飛来・落下	0 (1)	1 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)			2 (7)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)			1 (7)
5. 転倒	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (2)			3 (5)	
6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)			2 (3)	
7. 土砂崩壊	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)			5 (1)	
8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)			1 (4)	
9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)	
10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)	
11. 火災・爆発	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (1)	
12-1. 公衆災害(人身)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (2)	2 (1)			4 (5)	
13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)	
14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			1 (0)	
物損事故	1 (5)	0 (6)	2 (3)	4 (2)	4 (5)	6 (4)	2 (3)	3 (3)	1 (5)	1 (1)			24 (37)	
12-2. 公衆災害(物損)	1 (5)	0 (6)	2 (3)	4 (2)	4 (5)	6 (4)	2 (3)	3 (3)	1 (5)	1 (1)			24 (37)	
	合計	6 (11)	4 (6)	8 (10)	9 (4)	7 (9)	15 (10)	8 (11)	8 (13)	6 (14)	9 (10)			80 (98)

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数	1. 死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	1 (2)	1 (0)	0 (1)			6 (3)
	2. 負傷	5 (6)	4 (0)	6 (9)	5 (2)	3 (4)	6 (6)	6 (8)	4 (8)	4 (9)	8 (11)			51 (63)
	合計	5 (6)	4 (0)	6 (9)	5 (2)	3 (4)	10 (6)	6 (8)	5 (10)	5 (9)	8 (12)			57 (66)
	累計	5 (6)	9 (6)	15 (15)	20 (17)	23 (21)	33 (27)	39 (35)	44 (45)	49 (54)	57 (66)			-

※()書きは、前年度(令和5年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

工事事故情報データベース

令和7年1月末時点

NO.	発生年月日	工事情報			事故情報			被害者状況		
		事業主体	工事分類	従事作業	事故概要	発生場所	事故類型	年齢	性別	被害状況
1月										
1	R7.1.8	3.一般市	1.管きよ開削	玉掛け作業	覆工板設置作業における玉掛け作業の為、作業員がユニック上で準備をしていたところ、覆工板の受桁が荷崩れを起こし、作業員の足(スネ)が挟まれたことによる骨折災害。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	50	男	左足骨折
2	R7.1.9	5.その他	4.管きよその他	舗装工	舗装版掘削工が完了し、既存舗装との擦り付けを行い開放した後、同日17時頃に歩行者が、碎石解放箇所にて既存舗装部と碎石部の継ぎ目でつまずき転倒し頭部を強打、出血したため救急車で搬送。	現場内	12-1.公衆災害(人身)	78	男	肋骨骨折、頭部打撲
3	R7.1.11	4.町村	1.管きよ開削	管布設工	本管の布設工において罹災者が挿入側の管を支え、別の作業員が受け口側の管を押し込む方法で施工していた。挿入側の管は接続時に約10cm程度挿入される事から罹災者が管を支える位置は端部から10cm以上離れた位置としていたが、事故発生時は10cm未満の位置で管を支えていたことで、受け口側の管を差し込んだ際に指を挟み込んだ。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	66	男	左手人差し指欠損
4	R7.1.14	3.一般市	1.管きよ開削	舗装版撤去工	舗装版破砕作業において、BHバケットに手作業にてAS殻を積込作業中に積込作業員の右足がBH排土板下に入り込んでいた状況でBH排土板が下がり、排土板と地面に足が挟まれた。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	51	男	右足小指付近複雑骨折
5	R7.1.14	3.一般市	1.管きよ開削	側溝布設工	工事看板が風で倒れ歩行者の背中に接触した。罹災した歩行者はそのまま転倒し手と右膝及び右足かかとを負傷。看板には転倒防止の重しが設置されていなかった。	現場周辺	12-1.公衆災害(人身)	70	女	右ひざ、右足かかとの打撲
6	R7.1.14	1.都道府県	1.管きよ開削	管補修工	ます撤去にあたり、ます底板と直壁が一体化しており、ピック等で分解撤去が出来なかったため、堀山内にてバックホウを用いて分解撤去を行っていたところ、ますを巻き込む形で布設されていたガス供給管(φ30)のサドルにますが触れ損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)			ガス管損傷
7	R7.1.15	3.一般市	1.管きよ開削	交通誘導作業	管路掘削現場において、掘削箇所付近で一般車両の交通誘導作業を行っている際に現場内に敷いてある鉄板で足を滑らせ、開削底部(深さ約2.7m)に背中から墜落した。	現場内	1.墜落・転落	66	男	胸椎椎体骨折、左足趾骨折
8	R7.1.18	1.都道府県	5.処ボ土木建築	配線据付作業	屋内での配線作業のためトラック型高所作業車を使用して作業していた際に荷台から滑落した。高所作業中に材料を取りに行くため、一旦下に降り高所作業車のゴンドラから降りようとした際、濡れていたステップで足を滑らせ、右わき腹を荷台部品に強打し、そのままコンクリートの地面まで落ちてしまった。	現場内	5.転倒	48	男	右あばら骨4本骨折
9	R7.1.20	4.町村	1.管きよ開削	右脛骨高原骨折	管布設のため床掘りの穴に入っただけの作業を行っていたところ、側部の土砂が崩れ土砂の塊が作業員の右膝にあたり負傷した。(掘削深は80cm程度)。	現場内	7.土砂崩壊	64	男	右脛骨高原骨折

 : 死亡事故
 : 負傷事
 : 物損事故

4.水質事故等 (令和7年1月末時点)

[総括]

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質事故等 合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)	1 (1)	10 (2)	1 (4)	3 (5)	2 (3)	4 (4)	3 (3)			31 (34)
累計	2 (5)	5 (10)	7 (12)	8 (13)	18 (15)	19 (19)	22 (24)	24 (27)	28 (31)	31 (34)			-

[内訳]

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体													
1. 都道府県	0 (1)	0 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			2 (6)
2. 政令市	2 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (2)			6 (5)
3. 一般市	0 (4)	1 (2)	1 (1)	0 (1)	7 (1)	0 (3)	3 (4)	2 (1)	3 (4)	1 (1)			18 (22)
4. 町村	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	2 (0)			5 (1)
5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)	1 (1)	10 (2)	1 (4)	3 (5)	2 (3)	4 (4)	3 (3)			31 (34)
発生施設													
1. 管渠	2 (2)	2 (4)	0 (2)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	1 (1)	1 (0)	2 (2)	0 (1)			11 (14)
2. マンホール	0 (3)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (2)	1 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)			4 (10)
3. 処理場	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	3 (1)	1 (0)	0 (3)	0 (1)	1 (1)	2 (2)			9 (8)
4. ポンプ場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (1)
5. その他	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (0)			7 (1)
合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)	1 (1)	10 (2)	1 (4)	3 (5)	2 (3)	4 (4)	3 (3)			31 (34)
原因者													
1. 下水道管理者(委託先含む)	1 (3)	2 (5)	1 (0)	1 (0)	4 (1)	1 (1)	0 (3)	0 (1)	2 (2)	1 (2)			13 (18)
2. 民間事業者(一般人を含む)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	2 (0)	0 (2)	2 (2)	0 (1)			4 (11)
3. その他(天災、原因者不明含む)	1 (0)	1 (0)	1 (2)	0 (0)	6 (1)	0 (0)	1 (2)	1 (0)	0 (0)	2 (0)			13 (5)
合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)	1 (1)	10 (2)	1 (4)	3 (5)	1 (3)	4 (4)	3 (3)			30 (34)
事故類型													
① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)			1 (1)
② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			1 (0)
③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (2)			5 (3)
④ 雨水管からの悪質下水の流出	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (2)	0 (1)			3 (6)
⑤ 下水道施設からの下水等の流出	2 (5)	1 (5)	0 (1)	1 (1)	5 (1)	1 (2)	1 (2)	0 (2)	1 (1)	0 (0)			12 (20)
⑥ その他事故(①~⑤以外の事故)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)			1 (0)
水質事故 合計	2 (5)	2 (5)	1 (2)	1 (1)	7 (1)	1 (4)	3 (3)	1 (3)	4 (3)	1 (3)			23 (30)
その他案件	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0 (1)	2 (0)			8 (4)
水質事故等 合計	2 (5)	3 (5)	2 (2)	1 (1)	10 (2)	1 (4)	3 (5)	2 (3)	4 (4)	3 (3)			31 (34)
状況分類													
① 耐用年数経過	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
② 耐用年数以内	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			2 (1)
③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
合計	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			2 (1)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計

※()書きは、前年度(令和5年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和7年1月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応
1月						
1	R7.1.15	3.一般市	処理場	水質事故	③悪質下水の流入 によらない放流水 質の基準不適合	<p>長寿命化工事に伴い最終沈澱池の使用池数を制限したところ、活性汚泥機能の低下により汚泥が流出しBODが基準値を超過。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、気候条件や長寿命化工事に伴い運転方法を変更（流入水量を減少させた上でばっ気した）した場合に、汚泥解体が想定以上に進む兆候が発見された場合には、速やかに他系列の活性汚泥を投入し処理状況の改善を図る ・今回の事故で得られた汚泥解体時における対応等の知見を運転操作者へ教育し、操作技術の向上を図る
2	R7.1.18	4.町村	処理場	その他案件	⑥その他事故（①～⑤以外の事故）	<p>落雷による電力の遮断により、汚水ポンプが停止し、処理場地下室（沈砂池機械室）が水没。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下1,2階の汚水の排水および清掃が完了し、流入分の汚水を近隣の処理場へ移送を実施中
3	R7.1.31	4.町村	その他	その他案件	⑥その他事故（①～⑤以外の事故）	<p>県道を横断するボックスカルバートと既設水路の接続部で開きがあり、そこから土砂の吸出しが発生し道路の一部が陥没。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボックスカルバート全体の緊急点検調査を実施予定

事務連絡
令和7年3月10日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課管理企画指導室企画専門官
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その6）について （令和7年3月7日秋田県発注工事に伴う死亡事故）

本年3月7日（金）、秋田県発注の下水道管路の補修工事において、管路補修後の
通水試験のため、マンホール内で作業をしていた作業員1名が意識を失い、その救助
に入った作業員2名も相次いで意識を失い、救助隊員により救出されましたが、その
後、3名とも急性循環不全のため死亡する事故が発生しました。

本事案の詳細については現在調査中ですが、硫化水素中毒の可能性などが考えられ
ます。今後、事故原因および再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を发出
します。

各下水道管理者におかれましては、下水道管渠内作業等を行う場合において、酸素
欠乏症等防止規則（昭和47年9月30日労働省令第42号）や「下水道管きよ内作業の安全
管理に関する中間報告書」（平成14年4月、下水道管きよ内作業安全管理委員会）に基
づき、**安全管理の徹底**をお願いします。

※「下水道管きよ内作業の安全管理に関する中間報告書」（平成14年4月）

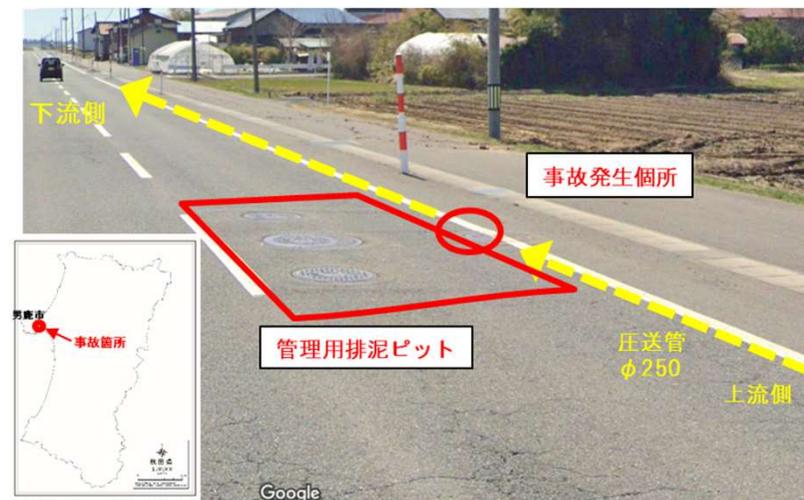
<https://www.mlit.go.jp/common/000109958.pdf>

下水道の補修工事に伴う死亡事故 (R7.3.7 秋田県)

- 発生日 : 令和7年3月7日(金) 午前9時35分頃
- 発生場所 : 秋田県男鹿市^{おがし}脇本字樽沢岡谷地 地内
- 報道 : あり
- 工事概要 : 秋田県発注 流域下水道管路 (圧送管) 補修工事
- 事故内容 : 管路補修工事において、管路補修後の通水試験のため、上流側のマンホール内で作業していた作業員1名が意識を失い倒れた。その後、マンホール内で救助をしていた作業員2名も相次いで意識を失い倒れた。
現場に到着した救助隊員が作業員3名を救出し、救急搬送されたが全員同日中に死亡が確認された。

※作業員の死因は急性循環不全 (事故原因は調査中)
 硫化水素濃度等の測定は作業着手時に実施

【位置図】

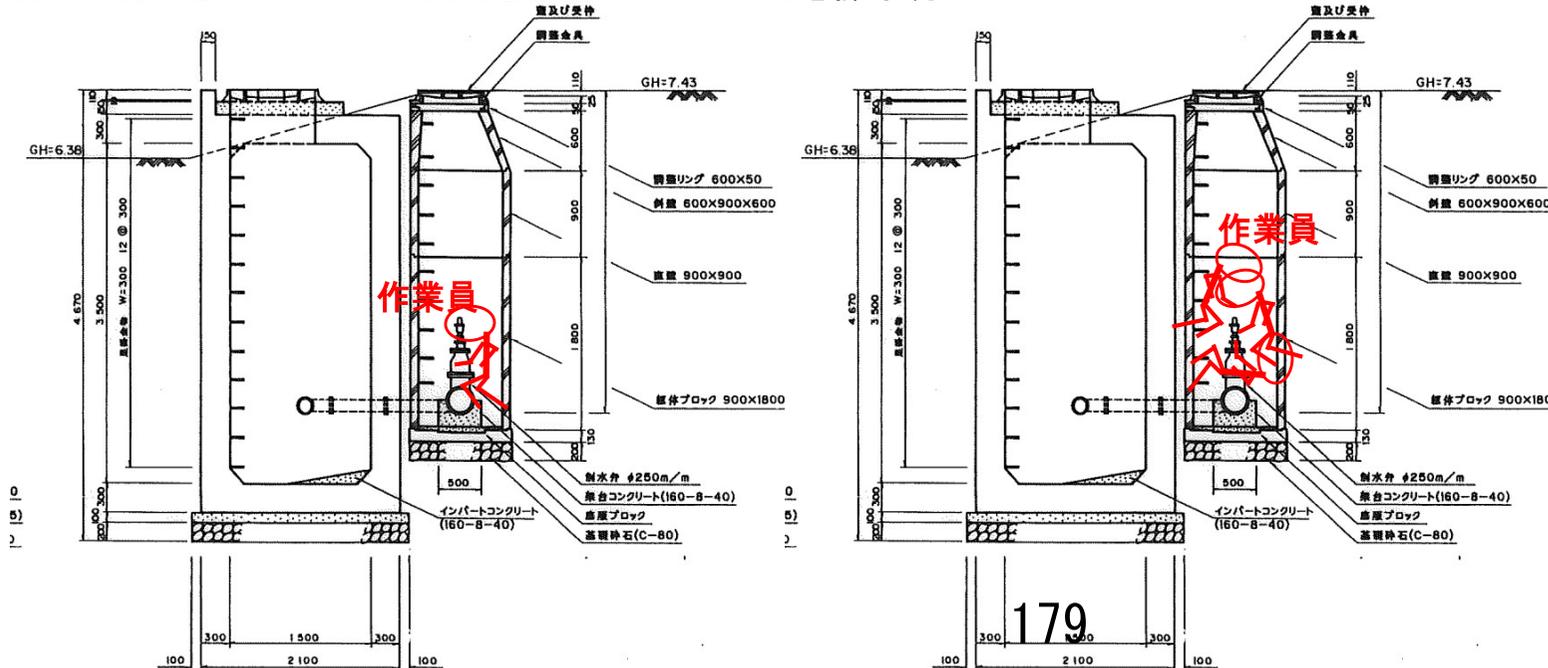


【状況図】

〔断面図〕

①作業員1名がマンホール内で意識不明

②救助をしていた作業員2名もマンホール内で意識不明



【状況写真】



マンホール内で作業員が意識を失う。

事務連絡
令和7年3月13日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事におけるガスパ管損傷事故の防止について（依頼）

ガス事業者以外の者が行う建設工事等において、ガスパ管を損傷するなどの事故が毎年発生していることを受け、別紙の通り、経済産業省産業保安・安全グループガス安全室より、令和7年2月28日付通知「建設工事等におけるガスパ管損傷事故の防止について(協力依頼)」において、ガスパ管損傷事故の未然防止を徹底するよう協力依頼がありました。

このため、各下水道管理者におかれましては、受注者等への注意喚起を徹底していただくようお願いいたします。

また、ガスパ管を損傷する等の事故については、ガス漏れ等により重大事故につながる恐れがあるため、引き続きガスパ管損傷事故について、所定の様式により速やかに国土交通省へ報告するようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)にも周知していただきますようお願いいたします。

経済産業省

20250221保局第4号
令和7年2月28日

国土交通省水管理・国土保全局 下水道事業課長 殿

経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事、その他の工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガス管を損傷する等の事故が発生しています。こうしたガス事業者以外の者（以下「建設工事等事業者」という。）によるガス事故は、全事故件数の約3割を占める状況が続いており、ガス事故の大きな要因の一つとなっています。

最近の事件事例では、建物改修工事に伴う床下ピット内の各種配管撤去において、爆発により作業員1名が死亡し、3名の負傷者が発生する事故（2024年6月）がありました。事故の原因等について特定されるに至っておりませんが、通ガス中のガス管の誤切断があったことが確認されています。また、建物解体工事において、事前にガス事業者と工事開始前の連絡を約束したにも関わらず、連絡無しで解体工事を開始し、重機でガス管（LP供給管）を損傷しガスを漏れいさせた事故（2024年6月）や、下水管敷設工事において、土間コンクリートをカッターで切断する際に誤ってガス管を損傷させた際に漏出したガスに着火し、作業員2名が負傷する事故（2024年11月）などがありました。

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガス管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガス管を切断した、③ガス管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏れいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミス等となっています。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、ガス業界と協力して建設工事等事業者に対する啓発や広報活動を進めているところです。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の要請をお願いします。

1. 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者へ立会いを求めること。なお、LPガスの供給区域であっても埋設配管が設置されていることがあることから、LPガス事業者への確認を徹底すること。
2. ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業員全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
3. ガス管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
4. 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部の浅い箇所が存在する場合が多いため、特に注意すること。
5. 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
6. ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

(同封資料)

- ・参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット

問い合わせ先：

経済産業省 産業保安・安全グループ

ガス安全室

03-3501-4032

<bz1-s-hoan-gasanzen@meti.go.jp>

(上記アドレスにご連絡いただければ、パンフレットの電子送付も可能です)

ガス管損傷事故を防ぐための 3つのポイント

工事の前にガス管の位置をしっかり確認。
作業員全員で情報共有し、ガス管損傷事故を防ぎましょう。

Point ①

工事前にまず確認!

工事前にガス管位置やガスが通じていないことを確認。ガス管付近は特に慎重に手掘り等で作業する。



Point ②

不明な場合はガス事業者へ連絡!

ガス管の位置や深さが不明な場合やガス管の撤去・移設工事が必要な場合。その他、必要に応じてガス事業者にご相談ください。



Point ③

情報は全員で共有!

ガス管の位置などの情報は、図面などで作業員全員で情報を共有する。



ガスの事故がなくなるよう皆様のご理解とご協力をお願いします。



ガスの安全 <http://www.meti.go.jp/>



お問い合わせは

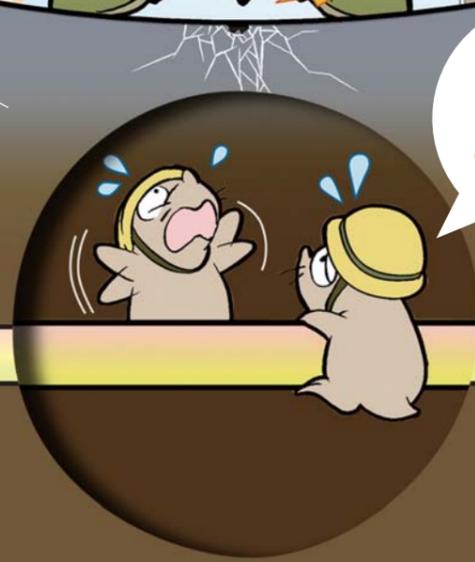
敷地内の工事に携わるみなさまへ



敷地内で工事を行う際は、 ガス管の確認を!



工事の前に
ガス管の確認、
忘れてませんか?



**必ず
確認!**



ガスの
あんしん
合い言葉

ちょっと待て! そのすぐ下には ガス管が!?

建物の改築・解体・給排水
工事などをはじめる前に
ガス管の位置確認を!

《工事の前に》

ガス管の位置やガスが通じていないことを
必ず確認してください。

《ガス管近傍で工事を行う場合》

あくまでも慎重に作業を進めてください。

《不明な点は》

ガス事業者にご相談ください。

《ガス臭いと感じた時》

火気や電動工具の使用を避け、
すぐにガス業者に連絡してください。



工事の前に
ガス管の確認、
忘れてませんか?



ガス管損傷事故
防止のため、

毎日!

工事の安全 チェック

毎日、工事の前にしっかりチェック!

作業員全員で情報共有して、ガス管破損事故を防ぎましょう。

〈チェック項目〉



工事前に必ず確認!

- ☑ 図面などで工事前にガス管の位置を確認。
- ☑ ガス管のガスが、どこまで通じているか確認。
- ☑ ガス管付近では手掘り作業をするなど、作業のポイントを確認。



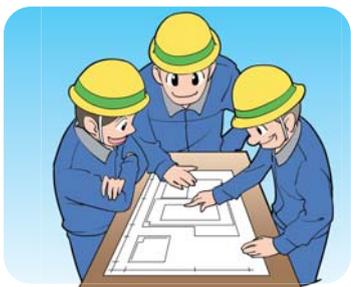
不明な点はガス事業者へ確認!

- ☑ ガス管の位置や深さが不明な場合。
 - ☑ ガス管の撤去・移設工事が必要な場合。
 - ☑ ガス管にガスが通じているか不明な場合。
 - ☑ 協議になかった管が出てきた場合。
- ※その他、必要に応じてガス事業者にご相談ください。



工事はあくまでも慎重に!

- ☑ 工事は、ガス管の位置や深さを再度確認してから。
- ☑ ガス管の近くでは、重機を使用せず、手掘りにて慎重に作業を。



作業員全員で情報共有を!

- ☑ ガス管の位置情報や、ガス管近くでの手掘り等作業のポイントを必ず作業員全員で情報共有をお願いします。



ガスの事故がなくなるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

ガスの安全見直し隊

ガスの安全

<http://www.meti.go.jp/>

検索



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

ガス管調査窓口検索

ガス管の位置が不明な場合、日本ガス協会にアクセスし、以下の手順で各地域のガス会社の「ガス管調査窓口」が確認できます。

スマートフォンやパソコンから

日本ガス協会 検索

<https://www.gas.or.jp/gas-pipe/>



step 1

左上のメニューボタンから「ガス管調査窓口検索」を選びます。

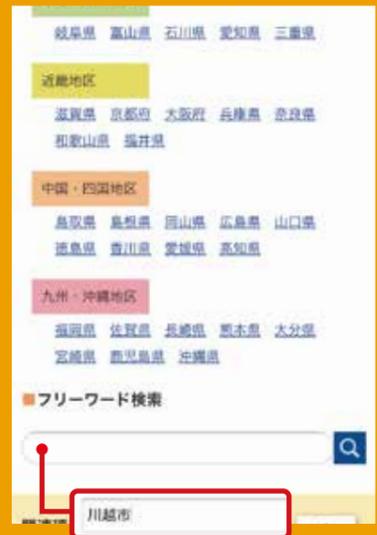


スマートフォンの場合



step 2

検索したい都道府県または市名、群名を入力し「検索する」をクリック。



step 3

検索結果一覧からガス会社の連絡先の確認をおこないます。



万一、ガス管を
損傷して
しまったら...

- 1 落ち着いて、すぐにガス会社まで連絡する。
- 2 窓やドアを開けて換気をする。(換気扇は使用しない)
- 3 火気や電動工具は使用しない。
※コンクリートカッター・はつり作業、配管切断作業で発生する火花も着火源となります。
- 4 周囲へ周知、状況に応じて避難と避難誘導をする。
- 5 可能な場合はガスの噴出を止める。

ガス漏れ時の緊急連絡先

— 掘削、解体・撤去、増改築・改装工事をされる皆様へ —

ガス管損傷による事故を起こすと、

ケガ・火傷

のほか、

火災・爆発

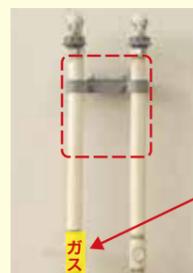
など近隣住民への迷惑、加えて

工事停止 損害賠償 労働災害

に発展し、

会社に損失が生じることとなります。

必ずやろう >>> 安全確認基本チェックシート

	掘削 工事をする方へ 道路・敷地内を掘削（はつり・カッター含む）・杭打ち・整地など	解体・撤去 工事をする方へ 建物や構造物を取り壊す	増改築・改装 工事をする方へ 既設建物や設備の改修
工事前確認	<p>道路 <input type="checkbox"/> 道路を工事する際はガス会社※へ連絡・協議しましょう</p> <hr/> <p>敷地内 <input type="checkbox"/> ガス管の図面は持っていますか？ <input type="checkbox"/> 工事範囲にガス管がないか確認しましょう <input type="checkbox"/> 「ガス管の位置・深さ」はわかりますか？ <input type="checkbox"/> 「ガスが通じているか」わかりますか？</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう</p> <p style="text-align: right; color: red;">※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>	<p><input type="checkbox"/> 解体建物のガス管にガスが通じていないことを確認しましょう <input type="checkbox"/> ガスが通じている場合、ガス会社へ切断処理を依頼しましょう <input type="checkbox"/> 解体建物に別の建物のガス管が通っていないか確認しましょう（例：解体するA棟の中に、B棟のガス管がある場合など） <input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう</p> <p style="text-align: right; color: red;">※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>	<p><input type="checkbox"/> ガス配管の図面は持っていますか？ <input type="checkbox"/> 工事範囲にガス管がないか確認しましょう <input type="checkbox"/> 「ガス管の位置」はわかりますか？ <input type="checkbox"/> 「ガスが通じているか」わかりますか？ <input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう</p> <p style="text-align: right; color: red;">※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>
工事中確認（現場確認）	<p><input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 工事場所付近にガス管の標示※がある場合、付近にガス管があるため注意して作業しましょう <input type="checkbox"/> 工事場所付近にガス管があることを確認した場合、ガス管付近は慎重に手掘りで行いましょう</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※【埋設ガス管の標示例】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 標示杭</div> <div style="text-align: center;"> 標示ピン</div> <div style="text-align: center;"> 標示シール</div> </div> <p>注意！ 埋設ガス管にはポリエチレン管が多く使われています。材質がポリエチレンというプラスチックのガス管で、衝撃が加わると破損してしまいますので、十分ご注意ください。</p> </div>	<p><input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 作業対象にガスマーターが設置されている場合、ガス管の切断処理をガス会社へ依頼しましょう</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> ガス</div> <div style="text-align: center;">注意！ ガスマーターが撤去済でもガス配管の切断処理をするまでは配管にはガスが通じています。</div> <div style="text-align: center;"> ガスマーター</div> </div> </div>	<p><input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> これから作業する配管が目的の配管で間違いがないか確認しましょう <input type="checkbox"/> はつり・穴あけ・壊し作業付近にガス管があることを確認した場合、ガス管付近は慎重に作業しましょう</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【露出ガス管の標示例】</p> <div style="text-align: center;"> ガス管標示シール</div> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【ガス管損傷の例】</p> <div style="text-align: center;"> コンクリート内のガス管をドリルにより損傷した例</div> </div> </div>
事故事例	<p>下水工事のカッター作業中にガス管を損傷。漏えいしたガスを止めようと、周りのコンクリートをはつた際の火花で着火。作業員1名が顔面と両腕に火傷を負いました。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"></div>	<p>建物解体工事中に、水道管とガス管を損傷し、水道管から噴出した水がガス管に入り、周辺の約150戸のガスがストップ。事故を起こした工事会社は多額の損害賠償を請求されました。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"></div>	<p>改修工事に伴う排水管工事の際、設備図面の十分な確認をせず排水管と思い込み、ガスが通じているガス管に穴をあけ、電動工具の火花で着火。作業員1名が火傷を負いました。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"></div>

事務連絡
令和7年3月18日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その5の2）について （令和7年2月13日福岡県太宰府市発注の工事に伴う死亡事故）

本年2月13日、福岡県太宰府市発注の下水道本管から個人敷地内に下水道管を引き込む取付管設置工事において、設置していた土留め矢板を一部外して掘削穴の中で作業をしていたところ、土留め矢板を外した箇所から土砂が崩落し作業員1名が肩あたりまで生き埋めとなり救急搬送されましたが、死亡するという事故が発生しました。事故原因等を確認した結果、以下の点について安全対策の不備がありました。

・掘削深1.5mを超える深さであったにもかかわらず、バックホウでの掘削作業にて腹起し・切梁の一部が支障となったため土留め矢板の一部を外していた。そのような現場条件において、ガス管等を損傷させる恐れがあったことから人力で掘削穴の中で作業を行ったこと。

事故原因等を受けまして、別紙のと通りの再発防止策を行うこととされました。各下水道管理者におかれましては、引き続き工事現場へのパトロールを通じ、施工計画書等に基づく作業手順とおりの施工や安全管理の徹底を確認するとともに、当該再発防止策も参考として安全管理に対する指導を再度徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

【事故発生状況】

公共下水道管から個人敷地内に下水道管を引き込む取付管設置工事において、設置していた土留め矢板を一部外して掘削穴の中で作業をしていたところ、土留め矢板を外した箇所から土砂が崩落し作業員1名が肩あたりまで生き埋めとなった。

その後、救急搬送されたが、死亡が確認された。

【事故発生原因】

掘削深1.5mを超える深さであったにもかかわらず、バックホウでの掘削作業にて腹起し・切梁の一部が支障となったため土留め矢板の一部を外していた。そのような現場状況において、ガス管等を損傷させる恐れがあったことから人力で掘削穴の中で作業を行ったこと。

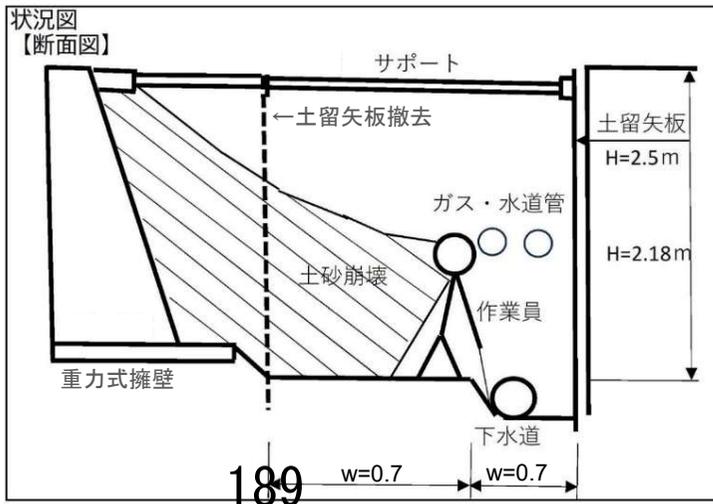
【再発防止策】

- ・ 1.5mを超える深さの掘削作業を行う時は、必ず土留め支保工を設置したのちに掘削作業を行う。
- ・ 作業中は監視員を配置し安全作業に万全を期する。
- ・ 作業に支障するためやむを得ず土留め支保工の撤去を行う場合は、発注者と協議のうえ、掘削面の安全勾配を確保する等、適切な施工を行う。
- ・ 安全作業の周知徹底を行う。
- ・ 地山の掘削作業主任者等が、地山が弱いと判断した場合は、掘削深さにかかわらず、直ちに仮止めなどの適切な事前対策を行う。
- ・ 発注者においては、基準に基づく土留め支保工の設置徹底等、安全な施工を指導する。

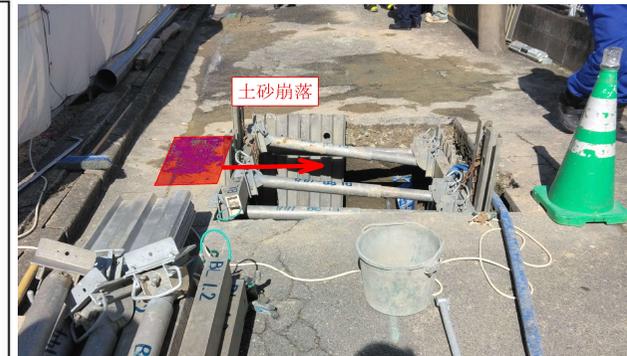
【平面図】



【状況図】



【状況写真】



国 水 下 第 5 1 号
令 和 7 年 3 月 1 8 日

埼玉県知事 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長
(公 印 省 略)

緊急下水道管路改築事業実施要綱の施行について (通知)

「緊急下水道管路改築事業実施要綱」を別添のとおり定め、令和7年3月18日より施行することとしましたので、通知します。

国 水 下 第 5 2 号
令 和 7 年 3 月 1 8 日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長
(公 印 省 略)

大規模下水道管路特別重点調査等事業実施要綱の施行について（通知）

「大規模下水道管路特別重点調査等事業実施要綱」を別添のとおり定め、令和7年3月18日より施行することとしましたので、通知します。

つきましては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）に対しても、貴職からこの旨周知方
お願いいたします。

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 19 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課管理企画指導室 企画専門官

下水道維持管理業務における労務単価の適正な設定について

下水道維持管理業務の適正な実施のため、官積算に用いる労務単価の設定にあたっては、公共事業労務費調査に基づく「公共工事設計労務単価」および設計業務委託等給与実態調査に基づく「設計業務委託等技術者単価」を使用いただいているところです。

この度、別添のとおり、令和 7 年 3 月から適用する各種単価について通知が発出されておりますので、参考送付いたします。

各位におかれましては、下水道維持管理業務についても同様に、労務費の実態を踏まえた予定価格の設定のため、できるだけ速やかに労務単価の改定を行うようお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内の市町村下水道担当課（政令指定都市を除く）に対して周知をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 25 日

都道府県水道行政担当課長 殿
都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
国土交通大臣認可水道事業者 殿
（上記、各地方整備局等経由）
都道府県知事認可水道事業者 殿
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課管理企画指導室 企画専門官
水道事業課水道計画指導室 専門官
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）期間における
テロ対策の徹底について

国土交通省では、これまでも国民生活の「安全・安心」を確保する観点から、最重要課題の一つとしてテロ対策の強化・徹底に取り組んでいるところです。

本年 4 月には 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催も控えていることを踏まえ、当該期間（令和 7 年 4 月 13 日から同年 10 月 13 日までをいう。以下同じ。）においては、輸送需要が集中して発生するとともに、行事、催物等への多数の人出が予想されます。

つきましては、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）期間に、水道事業者および下水道管理者が管理する見学施設や公開エリア等の人出が予想される施設を中心にテロ対策の徹底を図るとともに、上下水道施設における巡視・点検等、施設や工事現場の管理に万全を期すよう、よろしく申し上げます。

各都道府県におかれては、この旨、管内市町村（政令指定都市を除く。）に加え、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者への周知をお願いいたします。